審決

不服２０１７－９３３

台灣桃園市桃園區興華路２３號
請求人　宏達國際電子股▲ふん▼有限公司

（省略）
代理人弁理士　杉村 憲司

特願２０１５－５１３１２「ユーザ機器及び基地局に適用しうる接続変更方法」拒絶査定不服審判事件〔平成２７年１０月５日出願公開、特開２０１５－１７７５４８〕について、次のとおり審決する。

結論
本件審判の請求は、成り立たない。

理由
第１　手続の経緯
本願は、平成２７年３月１３日（パリ条約による優先権主張２０１４年３月１４日（ＵＳ）アメリカ合衆国，２０１４年３月１７日（ＵＳ）アメリカ合衆国，２０１４年５月９日（ＵＳ）アメリカ合衆国，２０１５年３月１３日（ＵＳ）アメリカ合衆国）の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

平成２８年　２月２２日付け　拒絶理由通知書
平成２８年　５月３１日　　意見書、手続補正書の提出
平成２８年　９月２０日付け　拒絶査定
平成２９年　１月２３日　　拒絶査定不服審判の請求、手続補正書の提出
平成３０年　１月３１日付け　拒絶理由通知書（当審）
平成３０年　６月　５日　　意見書、手続補正書の提出

第２　本願発明について
本願の請求項１～１５に係る発明は、平成３０月６月５日にされた手続補正により補正された特許請求の範囲の請求項１～１５に記載された事項により特定されるところ、その請求項７に係る発明（以下、「本願発明」という。）は、以下のとおりのものである。

「第１の基地局及び第２の基地局にデュアル接続しうるユーザ機器（ＵＥ）に作用する第１の基地局に適用しうる接続変更方法であって、この接続変更方法が、
ＵＥに対する第１のＳＣＧベアラを確立するために用いられる第１のＳＣＧコンフィギュレーションを第２の基地局から受信するステップと、

第１のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１の無線リソースコントロール（ＲＲＣ）メッセージをＵＥに送信するステップと、
ＵＥに対する第２のＳＣＧベアラを確立するために、第１のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１のＳＣＧ付加要求を第３の基地局に送信するステップと、
第１のＳＣＧ付加要求を送信するのに応答して第１のＳＣＧコンフィギュレーションに基づく第２のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１のＳＣＧ付加応答を第３の基地局から受信するステップと、
第１のＳＣＧベアラを解除するＳＣＧ解除要求を第２の基地局に送信するステップと、
第１のＳＣＧベアラのパケットデータコンバーゼンスプロトコル（ＰＤＣＰ）サービスデータユニット（ＳＤＵ）の第２の基地局の送信が成功せず、送信器ハイパーフレームナンバ（ＴＸ__ＨＦＮ）及びＰＤＣＰシーケンスナンバ（ＳＮ）がＰＤＣＰ ＳＤＵに関連する場合に、第２の基地局から送信されたＰＤＣＰ ＳＤＵと、ＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ ＳＮとを受信するステップと、
ＰＤＣＰ ＳＤＵと、ＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ ＳＮとを第２の基地局から受信するのに応答して、ＰＤＣＰ ＳＤＵと、ＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ ＳＮとを第３の基地局に送信するステップと、
第２のＳＣＧベアラを確立する第２のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第２のＲＲＣメッセージをＵＥに送信するステップと
を具える接続変更方法。」

第３　拒絶の理由
平成３０年１月３１日付けで当審が通知した拒絶理由（以下、「当審拒絶理由」という。）の概要は次のとおりである。
この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない、というものであり、請求項７に対して引用例４及び引用例５が引用されている。

引用文献等一覧
４．NSN Nokia Corporation、SeNB change and inter-MeNB handover procedure、3GPP TSG-RAN WG3 Meeting #83 R3-140186、2014.01.31 掲載、ＵＲＬ：
http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG3_Iu/TSGR3_83/Docs/R3-140186.zip
５．NTT DOCOMO, INC.、Introduciton of Dual Connectivity、3GPP TSG-RAN WG2 #85 R2-140906、2014.02.22 掲載、ＵＲＬ：
http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG2_RL2/TSGR2_85/Docs/R2-140906.zip

第４　引用例の記載及び引用発明について
１．引用例４

当審拒絶理由に引用されたNSN，Nokia Corporation，"SeNB change and inter-MeNB handover procedure"（当審訳：ＳｅＮＢ変更及びＭｅＮＢ間ハンドオーバの手続き），3GPP TSG-RAN WG3 Meeting #83 R3-140186，インターネット＜http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG3_Iu/TSGR3_83/Docs/R3-140186.zip＞，２０１４年（平成２６年）１月３１日掲載（以下、「引用例４」という。）には、図面とともに次の記載がある。（下線は当審が付与。）

（１）　「2. 1 Mobility scenarios
Figure 1 shows the overall architecture in small cell deployment. The definitions are below according to TR36.842.Master Cell Group: the group of the serving cells associated with the MeNB.
Master eNB: in dual connectivity, the eNB which terminates at least S1-MME and therefore act as mobility anchor towards the CN.
Secondary Cell Group: the group of the serving cells associated with the SeNB.
Secondary eNB: in dual connectivity, an eNB providing additional radio resources for the UE, which is not the Master eNB.」（１葉下から８行～末行）
（当審訳：
２．１　モビリティのシナリオ
図１はスモールセルの配置における総体的なアーキテクチャを示す。その定義はＴＲ３６．８４２によれば下記の通りである。
マスタセルグループ：ＭｅＮＢと関連付けられるサービングセルの集合。
マスタｅＮＢ：デュアル接続において、少なくともＳ１－ＭＭＥを終端しＣＮへのモビリティアンカとして動作するｅＮＢ。
セカンダリセルグループ：ＳｅＮＢと関連付けられるサービングセルの集合。
セカンダリｅＮＢ：デュアル接続において、マスタｅＮＢではない、ＵＥのために追加的な無線リソースを提供するｅＮＢ。）

（２）「In this architecture, the following mobility scenarios should be supported.
Note that inter-MME and inter-SGW handover cases are not shown.
A) from MeNB#1 and no SeNB to MeNB#1 and SeNB#1 (SeNB addition, Annex G in TR36.842)
B) from MeNB#1 and SeNB#1 to MeNB#1 and no SeNB added (SeNB release, Annex G in TR36.842)
C) from MeNB#1 and SeNB#1 to MeNB#2 and no SeNB added (Inter-MeNB handover)
D) from MeNB#1 and SeNB#1 to MeNB#1 and SeNB#2 (SeNB change)」（２葉１～６行）
(当審訳：
このアーキテクチャにおいて、以下のモビリティのシナリオがサポートされるべきである。ＭＭＥ間及びＳＧＷ間のハンドオーバの場合が示されていないことに留意。
Ａ）ＭｅＮＢ＃１が存在しＳｅＮＢがない状態から、ＭｅＮＢ＃１とＳｅＮＢ＃１が存在する状態へ（ＳｅＮＢ付加、ＴＲ３６．８４２におけるアネックスＧ）

Ｂ）ＭｅＮＢ＃１とＳｅＮＢ＃１が存在する状態から、ＭｅＮＢ＃１が存在しＳｅＮＢがない状態へ（ＳｅＮＢ解放、ＴＲ３６．８４２におけるアネックスＧ）

Ｃ）ＭｅＮＢ＃１とＳｅＮＢ＃１が存在する状態から、ＭｅＮＢ＃２が存在しＳｅＮＢがない状態へ（ＭｅＮＢ間のハンドオーバ）

Ｄ）ＭｅＮＢ＃１とＳｅＮＢ＃１が存在する状態から、ＭｅＮＢ＃１とＳｅＮＢ＃２が存在する状態へ（ＳｅＮＢの変更））

（３）「10.1.2.X.Z SeNB change procedure

Figure 10.1.2.X.Z-1 shows SeNB change signalling flow.

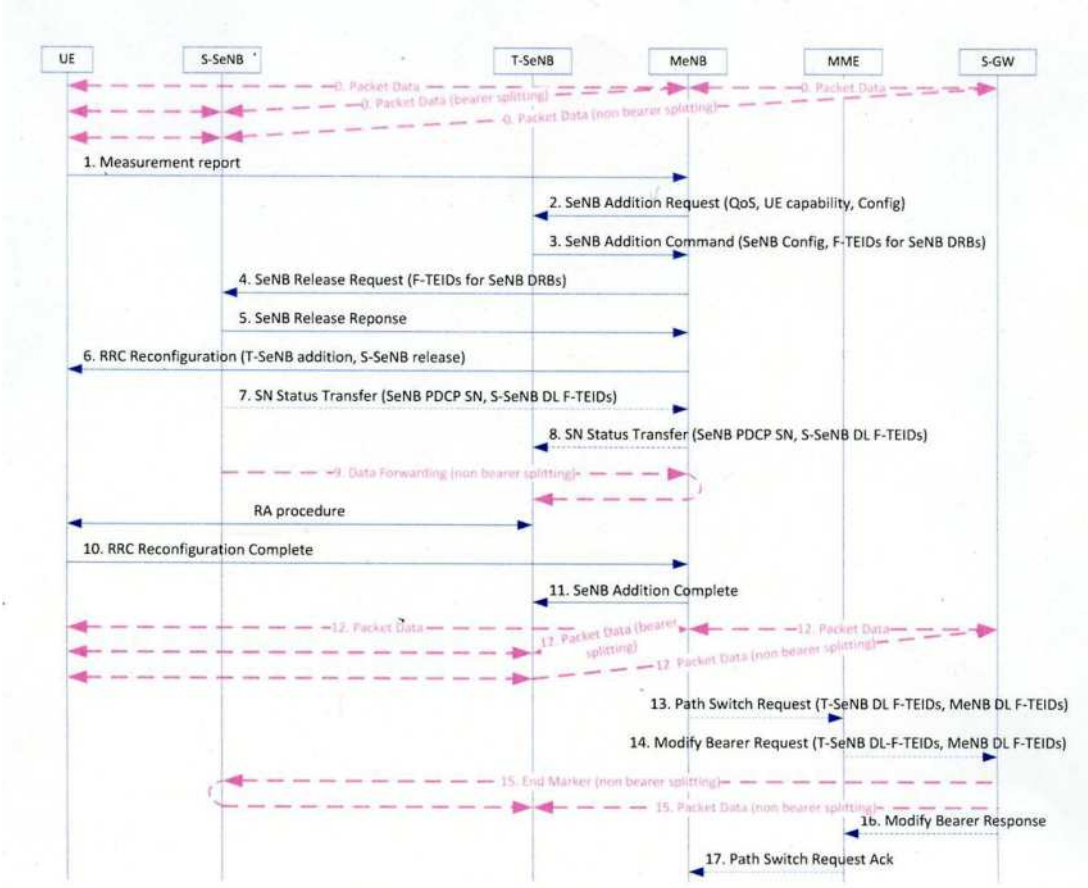

Figure 10.1.2.X.Z-1: SeNB change signalling flow

Below is a more detailed description of SeNB change procedure:0 Packet data is transferred between S-GW and the UE by passing through MeNB, or S-SeNB depending on the User-Plane option (bear splitting or non bearer splitting) in dual connectivity mode.

1 A Measurement Report is triggered and sent to the MeNB.

2 The MeNB sends SeNB Addition Request message including QoS, UE capability, S-SeNB UL F-TEIDs with S-GW (only for non bearer splitting) and configuration information to the T-SeNB (Target SeNB).

3 T-SeNB responds with SeNB Addition Command message including T-SeNB configuration information, T-SeNB DL F-TEIDs with S-GW (only for non bearer splitting), and F-TEIDs used for T-SeNB receiving forwarded packets from MeNB (only for non bearer splitting).
4 MeNB sends SeNB Release Request message, which includes F-TEIDs (only for non bearer splitting) used for MeNB receiving forwarded packets from S-SeNB, to the S-SeNB.
5 S-SeNB responds with SeNB Release Response message to the MeNB andrelease the radio resource for the UE.
6 The MeNB generates the RRC message to perform the SeNB change, i.e. RRCConnectionReconfiguration message indicating that T-SeNB is added and S-SeNB is released, to be sent towards the UE so that the UE can switch the data transmission from S-SeNB to T-SeNB.
7 SeNB may send SN Status Transfer message including the uplink ＰＤＣＰ ＳＮ and HFN receiver status and the downlink ＰＤＣＰ ＳＮ and HFN transmitter status of S-SeNB to the MeNB. This procedure occurs only for non bearer splitting.
8 MeNB may send SN Status Transfer message including the uplink ＰＤＣＰ ＳＮ and HFN receiver status and the downlink ＰＤＣＰ ＳＮ and HFN transmitter status of S-SeNB to the T-SeNB. This procedure occurs only for non bearer splitting.
9 S-SeNB may perform data forwarding to MeNB. T-SeNB buffers forwarded packets from the MeNB until it receives SeNB Addition Complete message.
10 After receiving the RRCConnectionReconfiguration message indicating that T-SeNB is added and S-SeNB is released, UE performs Random Access procedure towards T-SeNB and sends RRCConnectionReconfigurationComplete message to the MeNB.
11 MeNB sends SeNB Addition Complete message to the T-SeNB so that T-SeNB can start sending buffered packets to the UE.
12 Packet data is transferred between S-GW and the UE by passing through MeNB, or T-SeNB depending on the User-Plane option (bear splitting or non bearer splitting) in dual connectivity mode. DL packets from S-GW will go through T-SeNB to the UE after S-GW receives Modify Bearer Request message from MME in step 14 in case of non bearer splitting.」（４葉下から２行～６葉１４行）
（当審訳：
１０．１．２．Ｘ．Ｚ　ＳｅＮＢ変更手続き
　図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１はＳｅＮＢ変更のシグナリングフローを示す。

（図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１は省略。）

　以下はＳｅＮＢ変更手続きのより詳細な記述である。
　０　デュアル接続のモードにおけるユーザプレーンのオプション（ベアラスプリットであるかベアラスプリットでないか）に依存してＭｅＮＢ又はＳ－ＳｅＮＢのいずれかを通過することによりＳ－ＧＷとＵＥとの間でパケットデータが転送される。
１　メジャメントレポートがトリガされＭｅＮＢに送信される。
２　ＭｅＮＢはＱｏＳ、ＵＥケイパビリティ、Ｓ－ＧＷに伴うＳ－ＳｅＮＢ ＵＬ　Ｆ－ＴＥＩＤ（ベアラスプリットでない状況のためのみ）及び構成情報

を含むＳｅＮＢ追加要求メッセージをＴ－ＳｅＮＢ（ターゲットＳｅＮＢ）に送信する。
３　Ｔ－ＳｅＮＢは構成情報、Ｓ－ＧＷに伴うＴ－ＳｅＮＢ　ＤＬ　Ｆ－ＴＥＩＤ（ベアラスプリットでない状況のためのみ）及びＭｅＮＢから転送されるパケットをＴ－ＳｅＮＢが受信するために使用されるＦ－ＴＥＩＤ（ベアラスプリットでない状況のためのみ）を含むＳｅＮＢ追加命令メッセージで応答する。
４　ＭｅＮＢはＳ－ＳｅＮＢから転送されるパケットをＭｅＮＢが受信するために使用されるＦ－ＴＥＩＤ（ベアラスプリットでない状況のためのみ）を含むＳｅＮＢ解放要求メッセージをＳ－ＳｅＮＢに送信する。
５　Ｓ－ＳｅＮＢはＭｅＮＢに対してＳｅＮＢ解放応答メッセージで応答し、ＵＥのための無線リソースを解放する。
６　ＭｅＮＢはＳｅＮＢ変更を実行するためにＵＥへ送信されるＲＲＣメッセージ、すなわちＴ－ＳｅＮＢが追加されＳ－ＳｅＮＢが解放されることを示すＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージ、を生成する。これによりＵＥはデータ送信をＳ－ＳｅＮＢからＴ－ＳｅＮＢへ切り換えることができる。
７　ＳｅＮＢはＳ－ＳｅＮＢにおける上りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの受信機での状態及び下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態を含むＳＮステータス転送メッセージをＭｅＮＢへ送信してもよい。この手続きはベアラスプリットでない状況のためにのみ起こる。
８　ＭｅＮＢはＳ－ＳｅＮＢにおける上りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの受信機での状態及び下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態を含むＳＮステータス転送メッセージをＴ－ＳｅＮＢへ送信してもよい。この手続きはベアラスプリットでない状況のためにのみ起こる。
９　Ｓ－ＳｅＮＢはＭｅＮＢへデータ転送を実行してもよい。Ｔ－ＳｅＮＢはＳｅＮＢ追加完了メッセージを受信するまでＭｅＮＢから転送されたパケットをバッファする。
１０　Ｔ－ＳｅＮＢが追加されＳ－ＳｅＮＢが解放されることを示すＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージを受信した後、ＵＥはＴ－ＳｅＮＢへランダムアクセス手続きを実行し、ＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎＣｏｍｐｌｅｔｅメッセージをＭｅＮＢへ送信する。
１１　ＭｅＮＢがＳｅＮＢ追加完了メッセージをＴ－ＳｅＮＢへ送信することにより、Ｔ－ＳｅＮＢはバッファされたパケットのＵＥへの送信を開始することができる。
１２　デュアル接続のモードにおけるユーザプレーンのオプション（ベアラスプリットであるかベアラスプリットでないか）に依存してＭｅＮＢ又はＴ－ＳｅＮＢのいずれかを通過することによりＳ－ＧＷとＵＥとの間でパケットデータが転送される。ベアラスプリットでない場合、ステップ１４においてＳ－ＧＷがＭＭＥから変更ベアラ要求メッセージを受信した後、Ｓ－ＧＷからのＤＬパケットはＴ－ＳｅＮＢを介してＵＥへ進むだろう。）

ア　上記（３）の「０」～「１１」の記載は図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１の「０」～「１１」に示される各ステップの説明であるところ、上記（３）及び図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１におけるステップ０の記載によれば、ＵＥがＭｅＮＢ及びＳ－ＳｅＮＢとデュアル接続しうるＵＥであり、ＭｅＮＢがＵＥと通信することは明らかである。そして、図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１で示されるフローは、ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの接続からＵＥとＴ－ＳｅＮＢとの接続へ変更するＳｅＮＢ変更のフローであるので、「ＭｅＮＢ及びＳ－ＳｅＮＢとデュアル接続しうるＵＥと通信するＭｅＮＢに適用しうる、ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの接続からＵＥとＴ－ＳｅＮＢとの接続へ変更するＳｅＮＢ変更方法」といえる。

イ　上記（３）のステップ０においてＵＥとＭｅＮＢとの間のデータ転送に加えてＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間でデータ転送が行われているので、ステップ０より前の時点でＵＥとＭｅＮＢとの接続に対して「ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の接続を追加するステップ」が行われていることは明らかである。

ウ　上記（１）の記載によれば、セカンダリセルグループ（ＳＣＧ）とＳｅＮＢとは関連付けられている。また、図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１におけるステップ０には、Ｓ－ＧＷとＵＥとの間でＭｅＮＢを介して行われるパケットデータの転送に加えて、Ｓ－ＧＷとＵＥとの間でＳ－ＳｅＮＢを介してパケットデータが転送される状況がベアラスプリットでない状況であることが記載されているので、ＭｅＮＢを介したパケットデータ転送とＳ－ＳｅＮＢを介したパケットデータ転送とを行うために１つのベアラが設定されていることは明らかであり、このベアラを第１のＳＣＧベアラと称することは任意である。同様に、図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１におけるステップ１２の記載から、ＭｅＮＢを介したパケットデータ転送とＴ－ＳｅＮＢを介したパケットデータ転送とを行うために１つのベアラが設定されていることは明らかであり、このベアラを第２のＳＣＧベアラと称することは任意である。
　そして、上記（３）のステップ２におけるＭｅＮＢからＴ－ＳｅＮＢへのＳｅＮＢ追加要求メッセージの送信は、ステップ１２においてＵＥとＴ－ＳｅＮＢとの間でのパケットデータ転送を開始するために行われるので、Ｓ－ＧＷとＵＥとの間のＴ－ＳｅＮＢを介したベアラを設定するために行われることは明らかである。
　よって、ステップ２は、ＭｅＮＢが「ＵＥに対する第２のＳＣＧベアラを確立するために、構成情報を含むＳｅＮＢ追加要求メッセージをＴ－ＳｅＮＢに送信するステップ」といえる。

エ　上記（３）のステップ３は、ステップ２のＳｅＮＢ追加要求メッセージの送信に応答してＴ－ＳｅＮＢから送信されるＳｅＮＢ追加命令メッセージをＭｅＮＢが受信するステップであり、ＳｅＮＢ追加命令メッセージはＴ－ＳｅＮＢ構成情報を含んでいる。

よって、ステップ３は、ＭｅＮＢが「ＳｅＮＢ追加要求メッセージを送信するのに応答してＴ－ＳｅＮＢと関連付けられるＳＣＧに関する構成情報を含むＳｅＮＢ追加命令メッセージをＴ－ＳｅＮＢから受信するステップ」といえる。

オ　上記（３）のステップ４において送信されるＳｅＮＢ解放要求メッセージが、ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の回線を解除するためのメッセージであることは明らかである。よって、ステップ４は、ＭｅＮＢが「ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の第１のＳＣＧベアラを解除するＳｅＮＢ解放要求メッセージをＳ－ＳｅＮＢに送信するステップ」といえる。

カ　上記（３）のステップ６の記載及び上記（３）の図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１の「６．ＲＲＣ　Ｒｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎ（Ｔ－ＳｅＮＢ　ａｄｄｉｔｉｏｎ，Ｓ－ＳｅＮＢ　ｒｅｌｅａｓｅ）」の記載によれば、ステップ６においてＴ－ＳｅＮＢが追加されることを示すＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎ ＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージがＭｅＮＢからＵＥに送信されることは明らかである。よって、ステップ６は、ＭｅＮＢが「Ｔ－ＳｅＮＢが追加されることを示すＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージをＵＥに送信するステップ」といえる。

キ　上記（３）のステップ７の記載によれば、ＭｅＮＢがＳ－ＳｅＮＢから受信するＳＮステータス転送メッセージには下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態が含まれるから、ステップ７は、ＭｅＮＢが「Ｓ－ＳｅＮＢから送信された、Ｓ－ＳｅＮＢにおける下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態を受信するステップ」といえる。

ク　上記（３）の図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１によれば、ステップ８のＳＮステータス転送メッセージをＴ－ＳｅＮＢへ送信するステップは、ステップ７の下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態を含むＳＮステータス転送メッセージの受信に応答して行われているから、ステップ８は、ＭｅＮＢが「Ｓ－ＳｅＮＢにおけるＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態の受信に応答して、Ｓ－ＳｅＮＢにおける下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態をＴ－ＳｅＮＢへ送信するステップ」といえる。

ケ　上記（３）のステップ９の記載によれば、ＭｅＮＢはＳ－ＳｅＮＢからデータ転送を受信している。また、上記（３）の図１０．１．２．Ｘ．Ｚ－１によれば、Ｓ－ＳｅＮＢからＭｅＮＢへ転送されたデータはＭｅＮＢからＴ－ＳｅＮＢへ転送されている。よって、ステップ９は、ＭｅＮＢが「Ｓ－ＳｅＮＢからパケットを受信しＴ－ＳｅＮＢへパケットを送信するデータ転送を行うステップ」であるといえる。

以上を総合すると、引用例４には、次の発明（以下、「引用発明」という。）が記載されていると認められる。

「ＭｅＮＢ及びＳ－ＳｅＮＢとデュアル接続しうるＵＥと通信するＭｅＮＢに適用しうる、ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの接続からＵＥとＴ－ＳｅＮＢとの接続へ変更するＳｅＮＢ変更方法であって、このＳｅＮＢ変更方法が、
　ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の接続を追加するステップと、
　ＵＥに対する第２のＳＣＧベアラを確立するために、構成情報を含むＳｅＮＢ追加要求メッセージをＴ－ＳｅＮＢに送信するステップと、
　ＳｅＮＢ追加要求メッセージを送信するのに応答してＴ－ＳｅＮＢと関連付けられるＳＣＧに関する構成情報を含むＳｅＮＢ追加命令メッセージをＴ－ＳｅＮＢから受信するステップと、
　ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の第１のＳＣＧベアラを解除するＳｅＮＢ解放要求メッセージをＳ－ＳｅＮＢに送信するステップと、
　Ｔ－ＳｅＮＢが追加されることを示すＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージをＵＥに送信するステップと、
　Ｓ－ＳｅＮＢから送信された、Ｓ－ＳｅＮＢにおける下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態を受信するステップと、
　Ｓ－ＳｅＮＢにおけるＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態の受信に応答して、Ｓ－ＳｅＮＢにおける下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態をＴ－ＳｅＮＢへ送信するステップと、
　Ｓ－ＳｅＮＢからパケットを受信しＴ－ＳｅＮＢへパケットを送信するデータ転送を行うステップと、
を備えるＳｅＮＢ変更方法。」

２．引用例５
　当審拒絶理由に引用された NTT DOCOMO, INC.， "Introduciton of Dual Connectivity"（当審訳：デュアル接続のイントロダクション），3GPP TSG-RAN WG2 #85 R2-140906，インターネット <http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG2_RL2/TSGR2_85/Docs/R2-140906.zip>，２０１４年（平成２６年）２月２２日掲載（以下、「引用例５」という。）には、図面とともに次の記載がある。（下線は当審が付与。）

（１）「10.1.2.3 Data forwarding
10.1.2.3.1 For RLC-AM DRBs
Upon handover, the source eNB may forward in order to the target eNB all downlink ＰＤＣＰ　ＳＤＵs with their SN that have not been acknowledged by the UE.」（２３葉下から７行～下から４行）
（当審訳：
１０．１．２．３　データ転送
１０．１．２．３．１　ＲＬＣ－ＡＭ　ＤＲＢのためのもの
　ハンドオーバの時、ソースｅＮＢは、ＵＥによって確認応答されていないＳＮを有するすべてのダウンリンクＰＤＣＰ　ＳＤＵをターゲットｅＮＢに順番に転送してもよい。）

（２）「10.1.2.X Dual connectivity operation
10.1.2.X.1 SCG modification
The SCG modification procedure is initiated by the SeNB and used to perform configuration changes of the SCG within the same SeNB. Figure 10.1.2.X.1-1 shows the SCG Modification procedure.
1. The SeNB provides the new radio resource configuration of SCG by the RRC container in the SCG Modification Request message.
2. The MeNB sends the RRCConnectionReconfiguration message to the UE including the new radio resource configuration of SCG according to the SCG Modification Request message.
3. The UE applies the new configuration and reply the RRCConnectionReconfigurationComplete message. If synchronisation towards the SeNB is not required for the new configuration, the UE may perform UL transmission after having applied the new configuration. If the new configuration requires synchronisation towards the SeNB, the UE performs the Random Access procedure. The IE by which the SeNB triggers the Random Access procedure is FFS.
4. The MeNB replies the SCG Modification Response to the SeNB forwarding RRCConnectionReconfigurationComplete message.
（中略）

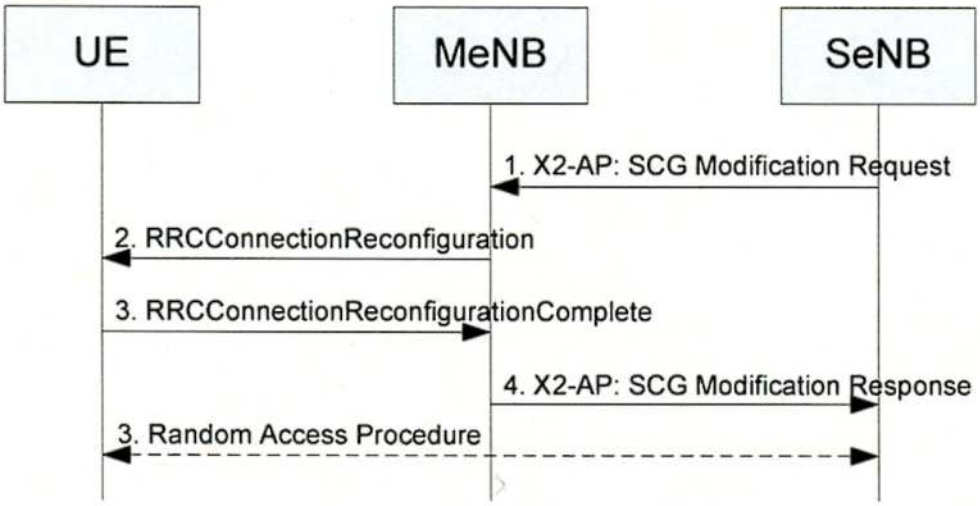

Figure 10.1.2.X.1-1: SCG Modification procedure」（２５葉下から１０行～２６葉５行）

（当審訳：
１０．１．２．Ｘ　デュアル接続の動作
１０．１．２．Ｘ．１　ＳＣＧ変更
　ＳＣＧ変更手続きはＳｅＮＢにより開始され、同一のＳｅＮＢ内のＳＣＧの構成変更を実行するために使用される。図１０．１．２．Ｘ．１－１はＳＣＧ変更手続きを示す。

１　ＳｅＮＢは、ＳＣＧ変更要求メッセージのＲＲＣコンテナにより、ＳＣＧの新しい無線リソース構成を提供する。
２　ＭｅＮＢは、ＳＣＧ変更要求メッセージに従って、ＳＣＧの新しい無線リソース構成を含むＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージをＵＥへ送信する。
３　ＵＥは新しい構成を適用し、ＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎＣｏｍｐｌｅｔｅメッセージを返信する。もしＳｅＮＢへの同期が新しい構成のために必要とされない場合、ＵＥは新しい構成を適用した後にＵＬ送信を実行してもよい。もし新しい構成がＳｅＮＢへの同期を必要とする場合、ＵＥはランダムアクセス手続きを実行する。ＳｅＮＢがランダムアクセス手続きをトリガされるＩＥはＦＦＳである。
４　ＭｅＮＢは、ＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎＣｏｍｐｌｅｔｅメッセージを転送しながら、ＳＣＧ変更応答をＳｅＮＢに返信する。
（図１０．１．２．Ｘ．１－１は省略。））

（３）「10.1.2.X.2 SCG addition/MeNB triggered SCG modification
The SCG addition procedure is initiated by the MeNB and used to add the first cell of the SCG. The MeNB triggered SCG modification procedure is initiated by the MeNB and used as described in subclause 10.1.2.X.1. Figure 10.1.2.X.2-1 shows the SCG Addition/MeNB triggered SCG modification procedure.
1. The MeNB sends the SCG Addition/Modification Indication message including the MCG configuration for UE capability coordination to be used as basis for the reconfiguration by the SeNB.
2. The SCG Modification procedure as described in 10.1.2.X.1.

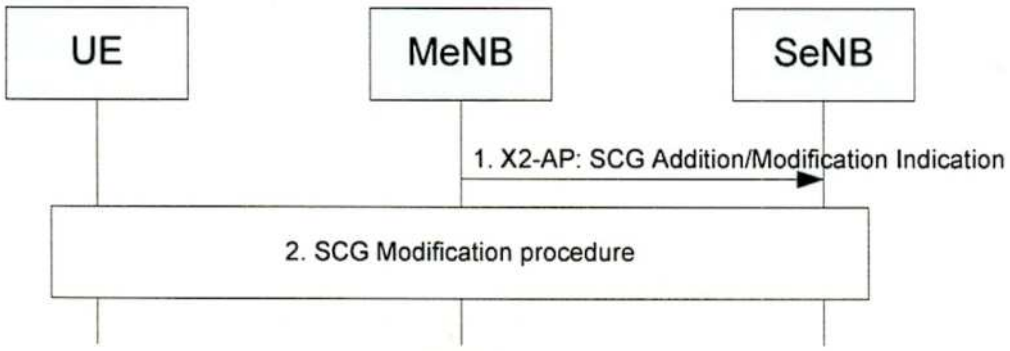

Figure 10.1.2.X.2-1: SCG Addition/MeNB triggered SCG Modification procedure」
（２６葉１２～１８行）

（当審訳：
１０．１．２．Ｘ．２　ＳＣＧ追加／ＭｅＮＢがトリガするＳＣＧ変更
ＳＣＧ追加手続きはＭｅＮＢにより開始され、ＳＣＧの１番目のセルを追加するために使用される。ＭｅＮＢがトリガするＳＣＧ変更手続きはＭｅＮＢに

より開始され、１０．１．２．Ｘ．１に記載されたのと同じように使用される。図１０．１．２．Ｘ．２－１はＳＣＧ追加／ＭｅＮＢがトリガするＳＣＧ変更手続きを示す。
１　ＭｅＮＢは、ＳｅＮＢによる再構成のための基礎として使用されるＵＥケイパビリティの整合のためにＭＣＧの構成を含むＳＣＧ追加／変更指示メッセージを送信する。
２　１０．１．２．Ｘ．１で記載されるＳＣＧ変更手続き。
（図１０．１．２．Ｘ．２－１は省略。））

ａ　ｅＮＢの切り換えの際にｅＮＢ間でデータを転送する手法として、例えば上記（１）に記載されているように、「切り換え元のソースｅＮＢから送信されたがＵＥによって確認応答されておらず送信に成功していないデータを、ＰＤＣＰ　ＳＤＵとして切り換え先のターゲットｅＮＢへ転送する」手法は、当業者にとって常とう手段である。

ｂ　上記（２）の冒頭に「１０．１．２．Ｘ　デュアル接続の動作」と記載されているように、上記（２）及び（３）に記載されているすべてのステップはデュアル接続を前提とした制御である。上記（２）のステップ１及びステップ２における「ＳＣＧの新しい無線リソース構成」は、ステップ３においてＵＥとＳｅＮＢとの間でデータ通信を行う際に適用される新しい構成であるので、ＵＥとＳＣＧとの間の接続の確立に用いられるＳＣＧコンフィギュレーションといえる。また、ＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージがＲＲＣメッセージであるのは明らかである。
　そして、上記（３）のＳＣＧ追加手続きの際にステップ２として１０．１．２．Ｘ．１で記載されるＳＣＧ変更手続きを行うことが記載されており、上記（２）の図１０．１．２．Ｘ．１－１におけるステップ１でＭｅＮＢがＳｅＮＢから「ＳＣＧの新しい無線リソース構成」を含むＳＣＧ変更要求メッセージを受信し、上記（２）のステップ２でＭｅＮＢがＵＥへＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージを送信している。
　よって、引用例５には、「デュアル接続においてＳＣＧのセルを追加する手続きの具体的な手法として、ＭｅＮＢがＳｅＮＢからＳＣＧのセルのＳＣＧコンフィギュレーションを受信し、ＳＣＧのセルのＳＣＧコンフィギュレーションを含むＲＲＣメッセージをＵＥへ送信する」との公知技術が記載されていると認められる。

第５　対比及び判断
　本願発明と引用発明とを対比する。

１．引用発明の「ＳｅＮＢ変更方法」は、ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの接続からＵＥとＴ－ＳｅＮＢとの接続へ変更する方法であるので、「接続変更方法」といえる。引用発明の「ＵＥ」は、本願発明の「ユーザ機器（ＵＥ）」に相当する。

また、本願発明の「第２の基地局」は接続変更にあたってＳＣＧ解除要求によりＳＣＧベアラが解除される前にユーザ機器と接続されている基地局であり、「第３の基地局」は接続変更にあたって第１のＳＣＧ付加要求によりＳＣＧベアラが確立した後にユーザ機器と接続する基地局であるところ、引用発明の「Ｓ－ＳｅＮＢ」及び「Ｔ－ＳｅＮＢ」は、それぞれ接続変更における変更前にＵＥと接続する基地局及び変更後にＵＥと接続する基地局であるので、本願発明の「第２の基地局」及び「第３の基地局」に相当する。引用発明の「ＭｅＮＢ」は、ＵＥと通信することによりＵＥに作用することは明らかであるから「ＵＥに作用する」基地局といえ、Ｓ－ＳｅＮＢまたはＴ－ＳｅＮＢとデュアル接続を行う基地局であるので、本願発明の「ユーザ機器（ＵＥ）に作用する第１の基地局」に相当する。

よって、引用発明の「ＭｅＮＢ及びＳ－ＳｅＮＢとデュアル接続しうるＵＥと通信するＭｅＮＢに適用しうるＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの接続からＵＥとＴ－ＳｅＮＢとの接続へ変更するＳｅＮＢ変更方法」は、「第１の基地局及び第２の基地局にデュアル接続しうるユーザ機器（ＵＥ）に作用する第１の基地局に適用しうる接続変更方法」といえる。

２．本願発明の「ＵＥに対する第１のＳＣＧベアラを確立するために用いられる第１のＳＣＧコンフィギュレーションを第２の基地局から受信するステップ」及び「第１のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１の無線リソースコントロール（ＲＲＣ）メッセージをＵＥに送信するステップ」は、ＵＥと第１の基地局とで通信が行われている状態においてＵＥと第２の基地局との間の接続が追加される際に行われるステップであるので、「ＵＥと第２の基地局との間の接続を追加するステップ」といえる。

したがって、本願発明の「ＵＥに対する第１のＳＣＧベアラを確立するために用いられる第１のＳＣＧコンフィギュレーションを第２の基地局から受信するステップ」及び「第１のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１の無線リソースコントロール（ＲＲＣ）メッセージをＵＥに送信するステップ」と引用発明の「ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の接続を追加するステップ」とは、「ＵＥと第２の基地局との間の接続を追加するステップ」といえる点で共通する。

３．引用発明のＳｅＮＢ追加要求メッセージに含まれる「構成情報」は、構成（コンフィギュレーション）を示す情報であるので、本願発明の「第１のコンフィギュレーション」といえる。また、引用発明の「ＳｅＮＢ追加要求メッセージ」は、本願発明の「第１のＳＣＧ付加要求」に相当する。

よって、引用発明の「ＵＥに対する第２のＳＣＧベアラを確立するために、構成情報を含むＳｅＮＢ追加要求メッセージをＴ－ＳｅＮＢに送信するステップ」は、本願発明と「ＵＥに対する第２のＳＣＧベアラを確立するために、第１のコンフィギュレーションを有する第１のＳＣＧ付加要求を第３の基地局に送信するステップ」である点で一致する。

４．引用発明の「Ｔ－ＳｅＮＢと関連付けられるＳＣＧに関する構成情報」は、ＳｅＮＢ追加要求メッセージを送信するのに応答して受信するＳｅＮＢ追加命令メッセージに含まれる情報であり、ＳＣＧの構成（コンフィギュレーション）を示す情報であるので、本願発明の「第２のＳＣＧコンフィギュレーション」に相当する。また、引用発明の「ＳｅＮＢ追加命令メッセージ」は、本願発明の「第１のＳＣＧ付加応答」に相当する。

よって、引用発明の「ＳｅＮＢ追加要求メッセージを送信するのに応答してＴ－ＳｅＮＢと関連付けられるＳＣＧに関する構成情報を含むＳｅＮＢ追加命令メッセージをＴ－ＳｅＮＢから受信するステップ」は、本願発明の「第１のＳＣＧ付加要求を送信するのに応答して第２のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１のＳＣＧ付加応答を第３の基地局から受信するステップ」に相当する。

５．引用発明の「ＳｅＮＢ解放要求メッセージ」は、本願発明の「ＳＣＧ解除要求」に相当する。

よって、引用発明の「ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の第１のＳＣＧベアラを解除するＳｅＮＢ解放要求メッセージをＳ－ＳｅＮＢに送信するステップ」は、本願発明の「第１のＳＣＧベアラを解除するＳＣＧ解除要求を第２の基地局に送信するステップ」に相当する。

６．引用発明においてＳ－ＳｅＮＢから受信しＴ－ＳｅＮＢへ送信される「Ｓ－ＳｅＮＢにおける下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態」は、Ｓ－ＳｅＮＢからの送信（ＴＸ）に関する「ＰＤＣＰ　ＳＮ」及び「ＨＦＮ」であるので、本願発明の「ＰＤＣＰ　ＳＮ」及び「ＴＸ__ＨＦＮ」に相当する。

よって、引用発明の「Ｓ－ＳｅＮＢから送信された、Ｓ－ＳｅＮＢにおける下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態を受信するステップ」は、本願発明と「第２の基地局から送信されたＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを受信するステップ」を具える点で一致する。

同様に、引用発明の「Ｓ－ＳｅＮＢにおけるＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態の受信に応答して、Ｓ－ＳｅＮＢにおける下りリンクのＰＤＣＰ　ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態をＴ－ＳｅＮＢへ送信するステップ」は、本願発明と「ＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを第２の基地局から受信するのに応答して、ＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを第３の基地局に送信するステップ」を具える点で一致する。

７．引用発明における「Ｓ－ＳｅＮＢからパケットを受信しＴ－ＳｅＮＢへパケットを送信するデータ転送を行うステップ」は、パケットがＰＤＣＰ　ＳＤＵであることは特定されていないものの、本願発明と「第２の基地局から送信されたパケットを受信するステップ」及び「パケットを第２の基地局から受信するのに応答して、パケットを第３の基地局に送信するステップ」を具える点で一致する。

８．引用発明において「Ｔ－ＳｅＮＢが追加される」ことは、ＵＥとＴ－ＳｅＮＢとの間の第２のＳＣＧベアラを確立することであるので、本願発明における「第２のＳＣＧベアラを確立する」ことに相当する。また、ＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージは、ＲＲＣメッセージであることが明らかであるから、本願発明の「第２のＳＣＧベアラを確立する第２のＲＲＣメッセージ」に相当する。
　よって、引用発明における「Ｔ－ＳｅＮＢが追加されることを示すＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージをＵＥに送信するステップ」は、本願発明と「第２のＳＣＧベアラを確立する第２のＲＲＣメッセージをＵＥに送信するステップ」である点で一致している。

　以上のことから、本願発明と引用発明との一致点及び相違点は、次のとおりである。

（一致点）
「第１の基地局及び第２の基地局にデュアル接続しうるユーザ機器（ＵＥ）に作用する第１の基地局に適用しうる接続変更方法であって、この接続変更方法が、
　ＵＥと第２の基地局との間の接続を追加するステップと、
　ＵＥに対する第２のＳＣＧベアラを確立するために、第１のコンフィギュレーションを有する第１のＳＣＧ付加要求を第３の基地局に送信するステップと、
　第１のＳＣＧ付加要求を送信するのに応答して第２のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１のＳＣＧ付加応答を第３の基地局から受信するステップと、
　第１のＳＣＧベアラを解除するＳＣＧ解除要求を第２の基地局に送信するステップと、
　第２の基地局から送信されたＴＸ＿ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを受信するステップと、
　ＴＸ＿ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを第２の基地局から受信するのに応答して、ＴＸ＿ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを第３の基地局に送信するステップと、
　第２の基地局から送信されたパケットを受信するステップと、
　パケットを第２の基地局から受信するのに応答して、パケットを第３の基地局に送信するステップと、を具え、さらに、
　第２のＳＣＧベアラを確立する第２のＲＲＣメッセージをＵＥに送信するステップと、
を具える接続変更方法。」

（相違点１）
　一致点の「ＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の接続を追加するステップ」に関して、本願発明は「ＵＥに対する第１のＳＣＧベアラを確立するために用いられる第１のＳＣＧコンフィギュレーションを第２の基地局から受信するステップ」と、

「第１のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１の無線リソースコントロール（ＲＲＣ）メッセージをＵＥに送信するステップ」とを具えるのに対して、引用発明はＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の接続を追加するステップの具体的な手段として当該発明特定事項を具えていない点。

（相違点２）
　一致点の「第１のコンフィギュレーションを有する第１のＳＣＧ付加要求を第３の基地局に送信」し「第２のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１のＳＣＧ付加応答を第３の基地局から受信する」ことに関して、本願発明は「第１のコンフィギュレーション」が第１のＳＣＧベアラを確立するために用いられる「第１のＳＣＧコンフィギュレーション」であり、「第２のＳＣＧコンフィギュレーション」が「第１のＳＣＧコンフィギュレーションに基づく」のに対して、引用発明では当該発明特定事項を具えていない点。

（相違点３）
　一致点の「第２の基地局から送信されたＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを受信するステップ」に関して、本願発明は「第１のＳＣＧベアラのパケットデータコンバーゼンスプロトコル（ＰＤＣＰ）サービスデータユニット（ＳＤＵ）の第２の基地局の送信が成功せず、送信器ハイパーフレームナンバ（ＴＸ__ＨＦＮ）及びＰＤＣＰシーケンスナンバ（ＳＮ）がＰＤＣＰ　ＳＤＵに関連する場合に」受信するのに対して、引用発明では当該発明特定事項を具えていない点。
　一致点の「第２の基地局から送信されたパケットを受信するステップ」及び「パケットを第２の基地局から受信するのに応答して、パケットを第３の基地局に送信するステップ」に関して、本願発明では第２の基地局から受信するパケットが「第２の基地局から送信されたＰＤＣＰ　ＳＤＵ」であるのに対して、引用発明では当該発明特定事項を具えていない点。
　また、一致点の「第２の基地局から送信されたＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを受信するステップと、ＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを第２の基地局から受信するのに応答して、ＴＸ__ＨＦＮと、ＰＤＣＰ　ＳＮとを第３の基地局に送信するステップと、第２の基地局から送信されたパケットを受信するステップと、パケットを第２の基地局から受信するのに応答して、パケットを第３の基地局に送信するステップ」に関して、本願発明では第２の基地局から第３の基地局へＰＤＣＰ　ＳＤＵとＴＸ__ＨＦＮとＰＤＣＰ　ＳＮとを転送することが「１つのステップ」であるのに対して、引用発明は当該発明特定事項を有していない点。

（相違点４）
　一致点の「第２のＳＣＧベアラを確立する第２のＲＲＣメッセージをＵＥに送信するステップ」に関して、本願発明はＵＥへ送信される第２のＲＲＣメッセージが「第２のＳＳＧコンフィギュレーションを有する」のに対して、引用発明は当該発明特定事項を具えていない点。

（相違点５）
　一致点の「第２のＳＣＧベアラを確立する第２のＲＲＣメッセージをＵＥに送信するステップ」に関して、本願発明では他のステップとの前後関係が明らかにされていないのに対して、引用発明ではＰＤＣＰ　ＳＤＵ、ＴＸ＿ＨＦＮ及びＰＤＣＰ　ＳＮを転送するステップより前に行われるステップである点。

（相違点１について）
　上記第４．２．ｂのとおり、「デュアル接続においてＳＣＧのセルを追加する手続きの具体的な手法として、ＭｅＮＢがＳｅＮＢからＳＣＧのセルのＳＣＧコンフィギュレーションを受信し、ＳＣＧのセルのＳＣＧコンフィギュレーションを含むＲＲＣメッセージをＵＥへ送信する」ことは公知技術であるので、引用発明におけるＵＥとＳ－ＳｅＮＢとの間の接続を追加するステップの具体的な手法として、「ＵＥに対する第１のＳＣＧベアラを確立するために用いられる第１のＳＣＧコンフィギュレーションを第２の基地局から受信するステップと、第１のＳＣＧコンフィギュレーションを有する第１の無線リソースコントロール（ＲＲＣ）メッセージをＵＥに送信するステップ」とすることは、当業者が容易になし得ることである。

（相違点２について）
　まず、引用発明は、ＳｅＮＢをＳ－ＳｅＮＢからＴ－ＳｅＮＢへ変更する手続きであり、Ｔ－ＳｅＮＢにおける設定を適切に行うためにＳ－ＳｅＮＢで行われている通信に関する情報をＴ－ＳｅＮＢに伝えることは常とう手段であるから、ＳｅＮＢ追加要求メッセージが有する構成情報がＳ－ＳｅＮＢに関する構成情報を含むこと、すなわち第１のＳＣＧ付加要求が第１のＳＣＧベアラを確立するために用いられる第１のＳＣＧコンフィギュレーションを有することは明らかである。
　そして、引用発明において、Ｔ－ＳｅＮＢはＭｅＮＢから受信したＳｅＮＢ追加要求メッセージに応答してＳｅＮＢ追加命令メッセージを送信しているのであるから、Ｔ－ＳｅＮＢにおいてＳｅＮＢ追加命令メッセージに含めるパラメータがＳｅＮＢ追加要求メッセージに含まれるパラメータを考慮して決定されることは明らかである。よって、ＳｅＮＢ追加命令メッセージに含めるパラメータの１つであるＴ－ＳｅＮＢ構成情報が、ＳｅＮＢ追加要求メッセージに含まれるパラメータであるＳ－ＳｅＮＢに関する構成情報に基づいて決定されることも、当業者が通常想到し得た事項に過ぎない。

（相違点３について）
　上記第４．２．ａのとおり、ｅＮＢの切り換えの際にｅＮＢ間でデータを転送する手法として、「切り換え元のソースｅＮＢから送信されたがＵＥによって確認応答されておらず送信に成功していないデータを、ＰＤＣＰ　ＳＤＵとして切り換え先のターゲットｅＮＢへ転送する」ことは、当業者にとって常とう手段である。

したがって、引用発明においてＳ－ＳｅＮＢからＴ－ＳｅＮＢへのＳｅＮＢの切り換えの際にＭｅＮＢを介してＳｅＮＢ間でデータを転送するにあたって、切り換え元のＳ－ＳｅＮＢから送信されたが確認応答されておらず送信に成功していないＰＤＣＰ ＳＤＵを転送する構成とすることは、当業者にとって格別困難なことではない。

また、ＰＤＣＰ ＳＮとＨＦＮとが１つのステップとして転送されている引用発明において、Ｓ－ＳｅＮＢからＴ－ＳｅＮＢへのｅＮＢの切り換えの際にＭｅＮＢを介してＳｅＮＢ間でデータであるＰＤＣＰ ＳＤＵを転送するにあたって、ＰＤＣＰ ＳＮとＨＦＮのみならずＰＤＣＰ ＳＤＵの転送も１つのステップとして行う構成とすることも、当業者が容易に想到し得る事項に過ぎない。

（相違点４について）

上記第４．２．ｂのとおり、「デュアル接続においてＳＣＧのセルを追加する手続きの具体的な手法として・・・ＳＣＧのセルのＳＣＧコンフィギュレーションを含むＲＲＣメッセージをＵＥへ送信する」ことは公知技術である。

引用発明におけるＴ－ＳｅＮＢが追加されることを示すＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージをＵＥに送信するステップについても、ＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージが、追加されるＴ－ＳｅＮＢと関連付けられるＳＣＧに関するＳＣＧコンフィギュレーションを有する構成とすること、すなわち第２のＲＲＣメッセージが第２のＳＳＧコンフィギュレーションを有するようにすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

（相違点５について）

本願発明は、各ステップを具えることが規定されるのみであって、各ステップの時間的関係は特定されていないため、相違点５は実質的な相違点ではない。

なお、仮に実施例の記載を参酌して、請求項において上記の順序が特定されているとしても、引用発明において、「Ｓ－ＳｅＮＢから送信された、Ｓ－ＳｅＮＢにおける下りリンクのＰＤＣＰ ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態を受信するステップ」、「Ｓ－ＳｅＮＢにおけるＰＤＣＰ ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態の受信に応答して、Ｓ－ＳｅＮＢにおける下りリンクのＰＤＣＰ ＳＮ及びＨＦＮの送信機での状態をＴ－ＳｅＮＢへ送信するステップ」及び「Ｓ－ＳｅＮＢからパケットを受信しＴ－ＳｅＮＢへパケットを送信するデータ転送を行うステップ」は、ＵＥが関与しない制御であるので、ＵＥが関与する「Ｔ－ＳｅＮＢが追加されることを示すＲＲＣＣｏｎｎｅｃｔｉｏｎＲｅｃｏｎｆｉｇｕｒａｔｉｏｎメッセージをＵＥに送信するステップ」とは相互に影響を及ぼさない独立した制御であることは明らかである。このとき、いずれの制御を先に行うかは、当業者が適宜決定すべき設計事項に過ぎない。

したがって、本願発明は、引用発明、公知技術及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

第６　むすび
　以上のとおり、本願発明は、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができないから、他の請求項に係る発明について検討するまでもなく、本願は拒絶されるべきものである。

　よって、結論のとおり審決する。

平成３０年１０月１６日

審判長特許庁審判官　中木 努
特許庁審判官　倉本 敦史
特許庁審判官　菅原 道晴

（行政事件訴訟法第４６条に基づく教示）
　この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から３０日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

審判長　中木　努
　出訴期間として在外者に対し９０日を附加する。

〔審決分類〕Ｐ１８．１２１－ＷＺ　（Ｈ０４Ｗ）

　審判長　特許庁審判官　中木　努 9299
　特許庁審判官菅原　道晴　8725
　特許庁審判官倉本　敦史　3249